

平成30年皆野町農業委員会第3回定例総会議事録

1. 開催期日 平成30年3月23日(金)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 3時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第2号 農地法第5条の規定によつ許可申請書に対する意見について
2件
- 議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について
1件
- 議案第4号 農地利用集積計画について
7件

8. 事務局 宮原宏一、井上裕太

9. 会議の概要

四方田会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。三寒四温、春が順調にすすんでおるようでございます。

昨日は大雪になるかと心配しておったところですが、幸いに雨交じりの雪で、お湿りは十分にあったと思います。

今日は大変お忙しいにもかかわらず、定刻までに全員のかたの出席をいただきましてありがとうございます。

慎重にご審議いただきますまして、全ての議案がスムーズな形で進行いたしますようにご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を四方田会長にお願い致します。

四方田議長

それでは、議案に入らせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年皆野町農業委員会第3回定例総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

13番、長島徳治委員

14番、門平喜良委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

13番、長島徳治委員

14番、門平喜良委員にお願い致します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の土屋貞夫委員に、対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

議案1号について説明いたします。19日に黒沢委員と事務局と現地を見てまいりました。

案内図をご覧ください。〇〇に通じる〇〇の県道を行きまして、〇〇の入り口300m手前を〇〇〇側に入って、150m行った先になります。去年の2月に申請のあった〇〇〇を作成している方のお宅の前になります。現在畑として利用されておりまして、譲渡人は、去年親御さんが亡くなったのを機に〇〇の方に転居した様子です。そこを以前から申請人が借りているようです。今も作物が栽培されておりました。

このまま放置しても荒れてしまうだけですので、引き続き申請人が取得して耕作したいと言うことですので、結構なことだと思います。ご審議の程、お願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の8番、黒沢文作委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

8番
黒沢委員

土屋推進委員の申し上げたとおりです。もう一度案内図をご覧ください。申請人の家の前の言わば庭畑のような状態ですのでよろしいと思います。ご審議の程、お願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移動に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付

します。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

19日に久保委員、事務局と現地を見てまいりました。

案内図をご覧ください。〇〇の信号機を〇〇方面に行き、10m程度先を左に入って200mの地点になります。

案内図、公図を見ていただくとわかりますようにわずかな土地でありまして、住宅を建築した際に残ってしまった残地だろうと思えます。長年宅地として利用されており、影響も無いと思えます。ご審議の程、お願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の12番、久保明弘委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

12番
久保委員

今、土屋委員より説明のあったとおりです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

	<p>続いて番号2について審議します。 事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
四方田議長	農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の土屋貞夫委員を対象農地の状況について説明を求めます。
国神区域担当 土屋委員	<p>19日に黒沢委員と事務局とで現地を確認して参りました。 案内図をご覧ください。議案番号1と同じ〇〇の県道とその旧道に挟まれたところが現地になります。以前に〇〇〇をやっていたらしく大きな〇〇〇が残っております。それを壊して資材置き場にするものです。譲渡人は〇〇地区に住んでおり、自宅近くの農地を少し耕作しているだけで、こちらの畑まで耕作する気は無いと思います。資材置き場として利用するには県道沿いと立地も良いと思います。ご審議の程、お願い致します。</p>
四方田議長	農業委員として、地区担当の8番、黒沢文作委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
8番 黒沢委員	<p>内容については土屋委員の説明のとおりです。地目は畑になっておりますが、〇〇〇をしておりました。十数年前ごろから所有者が亡くなり、使われていないままでした。利用価値としても〇〇〇がそのまま残っている状態ですので難しいと思います。譲受人は土建業を営んでいるとのことですし、更地にするのもお手の物と思いますので、利用方法としては適当かと思えます。ご審議の程、お願い致します。</p>
四方田議長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
四方田議長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
四方田議長	挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

四方田議長

続きまして、議案第3号。農地法台2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について1件を議題といたします。

番号1について審議します。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。

議案書と判断資料として配布された資料No.1を参考に、農地利用最適化推進委員、日野沢区域担当、高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。

日野沢区域担当
高橋委員

19日に高橋委員と事務局と現地を見てまいりました。案内図をご覧ください。場所は、〇〇という地区がありましてそこから山を登っていったところです。次に資料No.1をご覧ください。現状は写真のとおり杉林で、畑として手の付けられないような状態でした。ご審議の程、お願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の6番、高橋健一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

6番
高橋委員

特に補足はありませんが事務局に質問があります。今回のような現況山林の申請は過去に事例がありましたか。本来であれば植林による地目変更が本来の姿なのかなと感じたので質問いたします。

事務局長

高橋委員からのご質問にお答えします。過去にもこういった事例が何件かありました。昭和45年に町で農地を守るための農振地域を設定しました。農業政策に関連する補助金を受けるために設定したものです。その当時に、山林化した農地について農振区域からの除外の申し出をした経緯があります。その時に今回のような日野沢の山奥の畑で蚕のために桑畑として使用していた畑に植林が行われた経緯があります。

今後は、毎年実施している利用状況調査に併せて今回のような土地には地目変更のお願いの通知を出します。この事務は過去にも実施しています。今後ともこのように対応していきたいと思っておりますのでよろし

くお願い致します。

6 番
高橋委員

よくわかりました。このような経緯であればとても畑として利用は出来ませんのでご審議の程、お願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、まとめて採決を致します。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について、「非農地」と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定致しました。

なお、議案第3号の1件については、非農地と判断した申出者に「非農地通知書」を、関係機関に一覧表を送付することになります。

続きまして、議案第4号。農地利用集積計画について7件を議題といたします。

まず〇〇〇〇氏の利用集積計画1件について審議いたします。

事務局より議案の説明をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。
本件は、皆野町が作成する「農地利用集積計画」を承認することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は皆野町が作成する「農地利用集積計画」を承認することに決定いたしました。
次に、〇〇〇〇の利用集積計画6件についてまとめて審議いたします。
事務局に議案の説明をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これよりまとめて採決をいたします。
本件は、皆野町が作成する「農地利用集積計画」を承認することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は皆野町が作成する「農地利用集積計画」を承認することに決定いたしました。
以上で、審議いただく議案はすべて終了しました。ありがとうございました。